

年次報告書

2017年4月1日～2018年3月31日

2018

新生信託銀行の概要

名称	新生信託銀行株式会社
英文名称	Shinsei Trust & Banking Co., Ltd.
設立年月日	平成8年11月27日
本店所在地	〒103-0022 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 日本橋室町野村ビル
代表取締役社長	久保貴裕
営業所	本店のみ
資本金	50億円
発行済株式数	100千株
株主	株式会社新生銀行(保有株式数 100千株、保有割合 100%)
URL	http://www.shinseitrust.com/
	登録金融機関業務 / 関東財務局長(登金)第22号 日本証券業協会加入

目次

ごあいさつ	1	業績の概要	12
当社の業務内容	2	財務諸表	14
中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組の状況	5	信託業務の状況	18
当社の戦略と方向性	6	営業の状況	20
コンプライアンスとリスク管理体制	8	資産の状況	21
組織の状況	11	自己資本の充実の状況(国内基準)	24
		報酬等に関する開示	30
		索引(法定開示項目一覧)	31

本誌は銀行法第21条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。計数につきましては、原則として単位未満を切捨ての上、表示しております。当社で取扱いのない取引および該当のない事項については、本文中または索引(法定開示項目一覧)内に掲示しております。

ごあいさつ

皆さまには、平素より新生信託銀行をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

2018年4月1日をもって代表取締役社長に就任いたしました。誠に微力ながら社業の発展のために全力を尽くしてまいりますので、これまで同様ご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

当社は、新生銀行グループの一員として、資産の流動化・証券化業務の分野において、高い専門性を駆使して、お客さまのニーズに的確かつ迅速に応えるユニークな信託サービスをご提供しております。

このたび、2017年度の決算概況および事業内容を報告させていただくため、本ディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌を通じ、新生信託銀行について一層のご理解をいただけますと幸いです。

昨今の資産流動化市場については、流動化ニーズは拡大基調なるものの、そのペースは質的・量的金融緩和のもとでの資金調達環境の改善の影響を受け、限定的なものとなっております。このような環境下、当社は信頼性の高いカスタマイズの信託業務を提供し、既存のお客さまとの信頼関係構築を心掛けると共に、新規のお客さまの開拓にも注力してきました。2017年度の業績としましては、特に不動産ノンリコースローンや割賦債権流動化に関する信託、海外アセットに対する取り組みが好調であったことに支えられ、経常収益1,484百万円（対前年度比280百万円増加）、経常利益330百万円（同214百万円増加）となっております。また、信託財産残高については、前年度末比で2,921億円増の2兆2,316億円となりました。年度末の信託財産残高が2兆円台となったのは2012年度末から5年ぶりとなります。

当年度の新たな取り組みとしては、信託社債の発行を伴う証券化スキームを用いた信託サービスの受託があげられます。信託受益権ではなく社債への投資によって信託スキームを活用したいと希望されるお客さまのニーズにお応えするものです。

また、兼ねてより検討していた合同運用指定金銭信託事業は、2017年12月より「新生パワートラスト」の商品名で個人投資家の方々への募集を開始しております。これまで当社は法人向けの資産流動化信託を中心として営業してきましたが、個人顧客を対象とした資産管理運用型サービスへ進出することにより、より多様な業務の提供が可能となりました。今後も、新生銀行グループ一丸となって、更にお客さまのお役に立つ専門信託として、その機能の充実に努めてまいります。

お客さまから信頼を託され、専門性の高いサービスを提供する「フィデューシャリー」として、高い倫理観と専門性に基つき常にお客さまを第一に、お客さまや社会のニーズに柔軟かつ積極的に対応するべく先駆的なマインドを持って日々挑戦し、託された信頼に誠実に応えてまいります。

今後とも、変わらぬご愛顧を賜りますよう、心よりお願いを申し上げます。



2018年7月
代表取締役社長 久保 貴裕

当社の業務内容

主要な業務

当社は、ストラクチャード・ファイナンス市場および不動産流動化市場において、信託の受託者およびキャッシュマネージャーとして、金融サービス・ソリューションを提供しております。2017年度より合同運用指定金銭信託の募集を開始し、個人向けの資産管理運用型信託の分野にも進出しました。

当社の主要な業務の内容は以下の通りです。

1. 金銭の信託

金銭の信託は、受託者である当社が委託者から金銭を受け入れ、国内外の株式や債券などの有価証券・各種ローン・匿名組合契約出資持分や売掛債権などの金銭債権・各種デリバティブ等で運用するものです。信託終了時に受益者に交付する財産が金銭である「金銭信託」と、金銭のみならず信託財産のまま交付することもできる「金銭信託以外の金銭の信託」があります。

当社では金銭の信託のうち、委託者が信託財産の運用方法を具体的に特定する「特定金銭信託」および「特定金外信託」を中心に受託しております。委託者から指図された有価証券・金銭債権等の購入・管理・回収等の業務について、必要に応じて当社から信頼できる先に外部委託し、その実績を報告しております。

2. 金銭債権の信託

委託者の保有する金銭債権を信託財産として受け入れる信託です。受託者である当社は金銭債権の債権者となり、信頼できる先に外部委託することにより債権の回収等を行い、回収した金銭を受益者に交付します。金銭債権には、貸付債権を信託する貸付債権信託や、リース・クレジット債権、売掛・手形債権等を対象とする信託等があります。

3. 包括信託（種類を異にする二以上の財産の信託）

委託者の保有する金銭債権や有価証券に加えて、金銭を受け入れるなど、委託者のニーズに応じ、種類の異なる2つ以上の財産を1つの信託行為で引き受ける信託です。

4. 不動産の信託（土地及びその定着物の信託）

不動産（土地及びその定着物）を信託財産として受け入れる信託です。受託者である当社は信頼できる先に外部委託するなどして不動産の管理等を行い、受益者に事業収益を交付します。当社では、借地・共有・区分所有などの権利関係の複雑な不動産、開発型・ホテル・アミューズメント・GMS・老人ホーム等のオペレーショナルアセットについても積極的に受託しております。また、信託業務外で、受益者であるSPCの資金管理業務も行っております。

5. 不動産信託受益権の媒介業務

信託受益権の売買において、顧客（売り手・買い手）探索を行なうほか、信託受益権売買の実務で必要となる「金融商品の販売等に関する法律」に基づく重要事項の説明および「金融商品取引法」に基づく信託受益権の内容の説明ならびに書面の交付を行っております。

6. 合同運用指定金銭信託の募集

合同運用指定金銭信託商品「新生パワートラスト」は実績配当型（予定配当率固定）の金銭信託です。

受託実績

当社は、証券化・流動化業務における信託機能の提供に特化したビジネスを営んでおります。

設立から今日までの間、証券化取引の多様化とこれに伴う信託取引のニーズ拡大等、その時々々の経済環境の変化に応じて、サービスラインの拡充を図ってきました。2017年度より合同運用指定金銭信託の募集を開始し、個人向けの資産管理運用型信託の分野にも進出しました。

以下では、当社がこれまでに手掛けてきた案件の一部を紹介します。

1990年代後半から2000年代にかけて

1. 銀行ローン、売掛債権、手形債権、診療報酬債権の証券化
2. 大手外資系証券会社のアレンジによる1,000億円超の大型リース案件の受託およびオリジネーターのデフォルト対応
3. 入居保証金返還請求権の受託およびオリジネーターのデフォルト対応
4. デットアサンクションによる社債のオフバランス取引
5. 株式の信託と信託勘定における売却オプションの購入による株式担保資金調達スキーム
6. 株式の信託と貸株による運用
7. 1兆円超の超大型銀行ローンCLOプログラム
8. 住宅ローン事業から撤退する金融機関からの業務買取型住宅ローンの証券化
9. 1,000億円超の本邦初のマルチ・アセット型住宅ローン証券化案件
10. ショッピング債権とカードローン債権を一体化した1,000億円超のカード債権証券化マスタートラストプログラム
11. セラー受益権を使ったりボルピング契約に基づく貸金業債権の証券化プログラムおよびマスタートラストプログラム
12. 大量手形のりボルピングによる資金調達プログラム
13. 400億円超の大型オフィスビルやメガバンク本店ビルを背景としたCMBS案件
14. 信託を使った海外プロジェクト、国内事業、または国内不動産などの資産買取プロジェクトへの匿名組合出資プログラム
15. 信託を使った海外不動産LLP・LPへの投資プログラム
16. 信託を使った海外投資家の国内不動産、TMK社債等への投資プログラム
17. 邦銀初のNPL証券化プログラムにおけるキャッシュマネージャー
18. M&Aにおける買収先企業の主要資産（不動産、債権等）の信託プログラム
19. 信託勘定によるCDS契約締結により受益権によるCDS投資を実現したクレジットリンク信託
20. 多数のノンリコースローン、特定目的社債、匿名組合出資を背景とした3,000億円超の複数の不動産ポートフォリオを裏づけとする一連のコンデュイト型CMBS案件、数千億円規模の不動産を背景とするものをはじめとするメガバンク、外資のCMBS案件
21. ローンによる投資を希望する投資家が、社債、受益権に投資するための信託勘定借入プログラム

2010年代以降

22. 不動産信託における信託勘定借入プログラム
23. ホテル、アミューズメント、GMS、老人ホーム等のオペレーショナルアセットの不動産信託、CMBS
24. 信託を使った各種メーカーの研究開発事業への投資プログラム
25. 不動産リファイナンス時において、新規匿名組合出資持分、旧匿名組合出資持分を信託して、新規匿名組合出資持分に優先的に配当する匿名組合出資持分信託
26. 信託勘定において、TMK社債や、ローンなどの原資産を保有し、投資家が信託勘定とトータルリターンスワップやローンパーティシペーション契約を行うことで、原資産のポジションをとるプログラム
27. 数十年に亘る自治体の事業における将来債権の信託プログラム（日本版レベニュー債）
28. 改正貸金業法に対応し、和解債権にも対応したメガバンク系信販会社のカードローン信託

29. ノンバンクの個人顧客宛住宅ローン、提携ローンを信託勘定から実行することで、ノンバンクのオリジネーション力を生かして銀行など投資家の資産を積み上げるウェアハウジングプログラム
30. 信託勘定で有価証券レポ取引（General Collateral trade）により資金調達を行うプログラム
31. 携帯設備投資に関する外資系企業の売掛金の流動化信託
32. 議決権を信託勘定にて一任運用で行使する政策株管理処分信託
33. 投資家から信託勘定向けローンを借り入れて、信託勘定から不動産開発事業を行う不動産特定共同事業法の営業者に信託勘定から匿名組合出資を行うプログラム
34. 住宅金融支援機構の証券化支援事業（保証型）に基づく受益権投資プログラム
35. 住宅金融支援機構の住宅融資保険事業による保険付ローン受益権投資プログラム
36. 不動産に対する根抵当権担保ローンをオリジネーターが自己信託により資金調達する際の信託事務及びバックアップ信託受託者業務の受託
37. 長期のオーバーパーの債券や貸付金を信託設定し、スワップ契約により信託勘定のキャッシュフローを整えることで、信託勘定向けローンでの投資を可能にする信託
38. リゾートホテル、ビジネスホテル、オフィスビル、商業施設等を裏付資産とする不動産信託受益権の媒介業務
39. 信託勘定にて太陽光発電設備を発注・保有し、売電契約を締結して売電収入を信託収益とするとともに、設備を責任をもってO&M（オペレーターアンドメンテナンス）業者に管理を委託し、資金を管理することで、従来SPCスキームではファイナンスをつけるのが困難であった案件を推進し、また、投資家へのディストリビューションを容易にする信託
40. 金銭の信託の信託勘定からローンを実行して、プロジェクトファイナンスローンを信託財産として投資家が受益権を購入したり、信託勘定向けローンの形で投資家が投資できたりする信託の受託業務（プロジェクトボンド信託）

* J-MONEY誌（旧 ユーロマネー日本語版）が主催する、2013年のベストディールを表彰する「ディール・オブ・ザ・イヤー」において、「JREメガソーラープロジェクトボンド信託」案件が、ストラクチャード・ファイナンス部門のベストディールに選定されました。また、Asia Money誌、キャピタル・アイの各社から平成25年のベストディールの賞をいただいております。
41. 金銭の信託の信託勘定から発電事業を行うSPCに匿名組合出資を行う信託
42. 外国債券（クレジットリンク債、仕組債、海外ソブリン債、ABS、CLOなど）を信託勘定で購入し、スワップ契約により信託勘定のキャッシュフローを整えることで、信託勘定向けローンでの投資を可能にする信託
43. 金銭の信託の信託勘定から外国企業の株式に投資する信託
44. TMK社債、SPC社債を中心とする社債の財務代理人（社債FA）業務
45. 有価証券等を担保とした個人向けローンを信託して、信託勘定向けローンでの投資を可能にする信託
46. 米国法を準拠法とする売掛債権を金銭信託勘定で購入し、国内投資家が投資できるようにする信託
47. クラウドファンディング、ピア・ツー・ピア（P2P）レンディング、online consumer finance、marketplace lendingなどと言われるカテゴリーに属するインターネットを介在して組成された米国消費者ローン債権を裏付資産とする米国信託のGlobal Certificateを信託財産として、投資家が、受益権を購入したり、信託勘定向けローンの形で投資できたりする信託
48. 外資系大手不動産ノンリコースレンダーの事業撤退に伴い、その保有ローン、社債を信託して信託勘定向けローンでの投資を可能にする信託
49. 開発型不動産や海外投資家の大型不動産プールにローンを実行し、事後的にシンジケーションを可能とする信託
50. 海外航空会社向け航空機リース料債権を背景とした円建て信用力補完型信託
51. 外資系スポンサーの太陽光発電事業にファイナンスを行うプロジェクトボンド信託
52. 無制限・無補償の出力抑制の対象となる太陽光発電事業に対するファイナンスを行う信託
53. 複数のヘルスケアセットを保有する特定目的会社の発行する社債を購入する金銭信託及びその社債の財務代理人業務受託
54. 有料道路のコンセッション（運営権売却）事業において、匿名組合出資する金銭信託
55. 中国をはじめとする海外企業に対して信託勘定からローンを実行し、投資家は信託受益権または信託勘定向け国内ローンで海外向けローンポジションをとれる信託
56. 劣後のない形で個人向けローン・住宅ローンに投資する信託
57. 大口融資先や航空機ファイナンス等で信託を活用したディストリビューション案件の受託
58. 海外REIT買収案件にかかる大型リファイナンス案件のシンジケーションに対する信託社債を含む特金信託
59. 事業法人によるキューブ型ホテルオペレーターとのJVによる開発案件に対する不動産信託
60. 地方銀行のアパートメントローン流動化に対するアレンジャー業務及び受益権媒介業務

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況

当社は、金銭債権及び不動産を中心とした流動化・証券化に対する受託を主たる業務とし、信託ビジネスを展開している信託銀行です。

中小企業者等からの借入条件の変更等の相談・申込みに対しては、信託銀行として受益者の意向も踏まえつつ真摯に対応し、必要に応じて経営指導や助言を行うよう努めております。また、信託を利用した資金調達により、中小企業者等が財務の健全性を維持しつつ、事業の拡大を進めていくための支援を行っております。

地域の活性化を支援する取組としては、例えば、信託を使った太陽光発電事業の推進が挙げられます。当社は、全国20カ所以上の太陽光発電事業の信託業務に携わっていますが、その多くが都市部以外の地域で、民間企業や地方公共団体等が所有する遊休地の活用を図るものであり、そのなかには、東日本大震災で被災した地域も含まれております。

また、当社は、東日本大震災の復興事業関係者やボランティアを対象とした、中長期滞在型の宿泊施設である「バリュー・ザ・ホテル三本木（宮城県大崎市）」と「バリュー・ザ・ホテル矢本（同県東松島市）」の2つのホテル開発プロジェクトに参画し、平成25年の開業以来、現在に至るまで、その施設の受託を継続しております。これら2つのホテルは地域復興の拠点として重要な役割を担っており、当社も信託受託者としてその事業の一翼を担ってまいります。

さらに、近年、都市部での高齢者人口増加に伴う介護施設不足が深刻化し、地方の介護施設への役割期待が高まっているなか、当社は、全国各地で地域に密着した高齢者介護施設（有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅）の受託を進めております。新生銀行では、医療・ヘルスケアを重点分野の一つと位置付けておりますが、当社もグループの一員として、これまでに蓄積した専門的なノウハウを活用・提供し、地域におけるヘルスケア事業の発展に貢献してまいります。



山口県 光市



岩手県 滝沢市

当社の戦略と方向性

中期経営計画について

当社は、平成29年3月期から平成31年3月期までの3か年を対象期間とする「中期経営計画」を策定しました。中期経営計画では、当社が「めざす姿」を明らかにしたうえで、その実現に向けた基本方針を定めています。

● めざす姿

- ◇ 信託業務専門のグループ子会社として、信託商品・サービスの提供を通じて、お客さま・地域および産業の成長と発展に貢献し、信託銀行としての社会的責任や公的な使命を果たしていくことを常にめざす。
- ◇ 法令や社会的な規範を厳格に遵守し、オペレーショナル・リスクを適切に管理しつつ、お客さまや社会のニーズに柔軟かつ積極的に対応するべく、先駆的なマインドを持って日々挑戦していく。

● 基本方針

- ◇ 資産流動化信託業務を主とした高い専門性を駆使して、お客さまのニーズに的確かつ迅速に対応する。そのための更なる専門性の追求と新たな業務分野の開拓を進めるとともに、確立した内部統制態勢に裏打ちされた的確かつ迅速な意思決定を行うことで差別化を図る。
- ◇ 新生銀行およびグループ会社との協働と融合を進め、お客さまへ革新的金融サービスを提案する金融イノベーターとして、グループの取引機会を拡大し、収益化を進める。
- ◇ お客さまとの取引の拡大を進めることで、スキルを磨き、経験を積み、ソリューション力を高め、その知見やノウハウを基に、顧客サービスの更なる向上に努める。
- ◇ オペレーショナル・リスクの管理とその低減のため、プロセスやシステムの絶えざる改善・改革に努め、業務の正確性・生産性・効率性・機動性を高め、またBCP（事業継続計画）の高度化を図る。
- ◇ 組織の活性化と効率化を進めつつ、定期的な研修実施や社内人事および銀行との人事交流を通じて人材育成に努める。また中途採用を通じた多面的かつ専門性の高い人材の活用も進める。

顧客本位の業務運営に関する取組方針について

当社は、新生銀行グループの一員として、お客さまの「最善の利益」を最優先とした業務運営の実践に向け、以下原則に則った「顧客本位の業務運営に関する取組方針」を策定・公表しております。

- ① 顧客本位の業務運営に係る方針の策定・公表等
- ② お客さまの最善の利益の追求
- ③ 利益相反の適切な管理
- ④ 手数料等の明確化
- ⑤ 重要な情報の分かりやすい提供
- ⑥ 顧客にふさわしいサービスの提供
- ⑦ 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

当社は、これらの原則の実践に誠実に取り組みます。また、その取組状況は、当社ホームページにて公表しております。

(参照URL <http://www.shinseitrust.com/support/fiduciary.html> 「顧客本位の業務運営に関する取組方針」の策定について)

(参照URL http://www.shinseitrust.com/news/pdf/180829_fiduciary.pdf 「顧客本位の業務運営に関する取組方針」に係る取組状況について)

◇ 勧誘方針

当社は、「金融商品勧誘方針」を制定し、当社の金融商品の販売等に当たってはこの方針を遵守します。

(参照URL <http://www.shinseitrust.com/support/salespolicy.html> 金融商品勧誘方針)

◇ 利益相反管理体制

当社は、お客さまの利益が利益相反取引によって不当に害されることのないよう「利益相反管理ポリシー」を策定し、業務に関する情報を適切に管理する体制を整備しております。

(参照URL <http://www.shinseitrust.com/support/policy/index.html> 利益相反管理ポリシー (概要))

コンプライアンスとリスク管理体制

法令等遵守の体制

コンプライアンスは当社の重要な課題であるとの認識から、当社ではコンプライアンス体制の強化および高度化の一環として新生銀行グループ行動憲章および新生銀行グループ行動規範を制定しており、両規程およびコンプライアンス関連諸規程の実践を通じて、コンプライアンスの徹底を目指しております。当社の全ての役職員は日々の業務遂行に当たって、以下のコンプライアンスに係る行動基準を遵守しなければなりません。

- (1) コンプライアンスの観点からの問題点の発見、問題の未然防止
- (2) コンプライアンス案件発生時の迅速かつ公正な報告、相談
- (3) コンプライアンス優先の原則

(参照URL <http://www.shinseitrust.com/support/charter.html> 新生銀行グループ行動憲章)

当社ではコンプライアンス活動の適切な運営のために、次の通りコンプライアンス体制を組み、権限と責任を定めております。

- ① 当社内で発生するコンプライアンス関連事項について、具体的な議論や決議を行い、取締役会での議論をより効率的に行うためのコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は常勤取締役、常勤監査役を委員とし、経営管理部主管取締役が議長を務めるものです。
- ② 社内各部にコンプライアンス管理者およびコンプライアンス管理補助者を設置し、所属社員に対するコンプライアンス指導や各部のコンプライアンス案件判断および各部コンプライアンス状況のモニタリングや活動報告書の作成・報告等の役割を担っています。
- ③ コンプライアンス統轄責任者として経営管理部長を位置づけ、コンプライアンス状況のモニタリング、またその結果を反映させたコンプライアンス企画推進、コンプライアンス管理者の統轄を行っております。
- ④ 監査部を各部のコンプライアンス状況およびコンプライアンス態勢の有効性について二次的なチェック機能を担うものと位置づけております。
- ⑤ コンプライアンスホットラインを設置し、コンプライアンス管理者の対応・判断に疑問がある場合や、何らかの理由により直属の部長に相談することができない場合は、通報者が経営管理部、監査役または外部弁護士に直接相談し、判断を求めることができる措置を講じております。

当社では、コンプライアンス活動は継続的なものであることと認識し、毎年、連続性を重視したコンプライアンスプログラムを策定し、コンプライアンス活動を実施しております。また、コンプライアンスプログラムの概要をとりまとめて社内周知をすることで、各部の業務運営への活用を促しています。

コンプライアンスプログラムでは、毎年、法改正を反映させた社内規程・コンプライアンスマニュアルの改訂や整備等を行うこととし、役職員向けの社内外の研修を通して、コンプライアンスマインドの醸成を図っております。特に、E-learning形式による研修については、全役職員(派遣社員を含む)を原則受講対象者として、関連法令等の習熟に努めています。

◇ 反社会的勢力との関係遮断

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然かつ断固とした態度をもって対応し、その不当な介入を常に妨げるとともに、反社会的勢力の活動基盤を与えないため、反社会的勢力との関係を一切遮断することを宣言します。万が一、不当要求等を受けた場合には、警察当局・弁護士等と連携し必要に応じて民事および刑事の両面から適切な手段によって法的に対応します。

(参照URL http://www.shinseitrust.com/support/anti_social.html 反社会的勢力に対する基本方針)

◇ 個人情報保護方針

当社は、お客さまの個人情報の保護を経営上の重要な使命と位置付け、これを適切に保護・管理するため、「個人情報保護の基本方針」を制定し、同方針に則って適切な個人情報保護管理体制を整備しております。

(参照URL <http://www.shinseitrust.com/support/personalinfopolicy.html> 個人情報保護の基本方針)

◇ 指定紛争解決機関

当社は、以下の指定紛争解決機関との間で手続実施基本契約を締結しております。

◎ 銀行業務および登録金融機関業務に関する苦情・紛争

一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

受付日：月曜日～金曜日（祝日および銀行の休業日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時

◎ 信託業務および登録金融機関業務（信託受益権売買等業務）に関する苦情・紛争

一般社団法人信託協会

連絡先 信託相談所

電話番号 0120-817335（フリーダイヤル） または 03-6206-3988（携帯電話・PHS）

受付日：月曜日～金曜日（祝日および銀行の休業日を除く） 受付時間：午前9時～午後5時15分

リスク管理体制

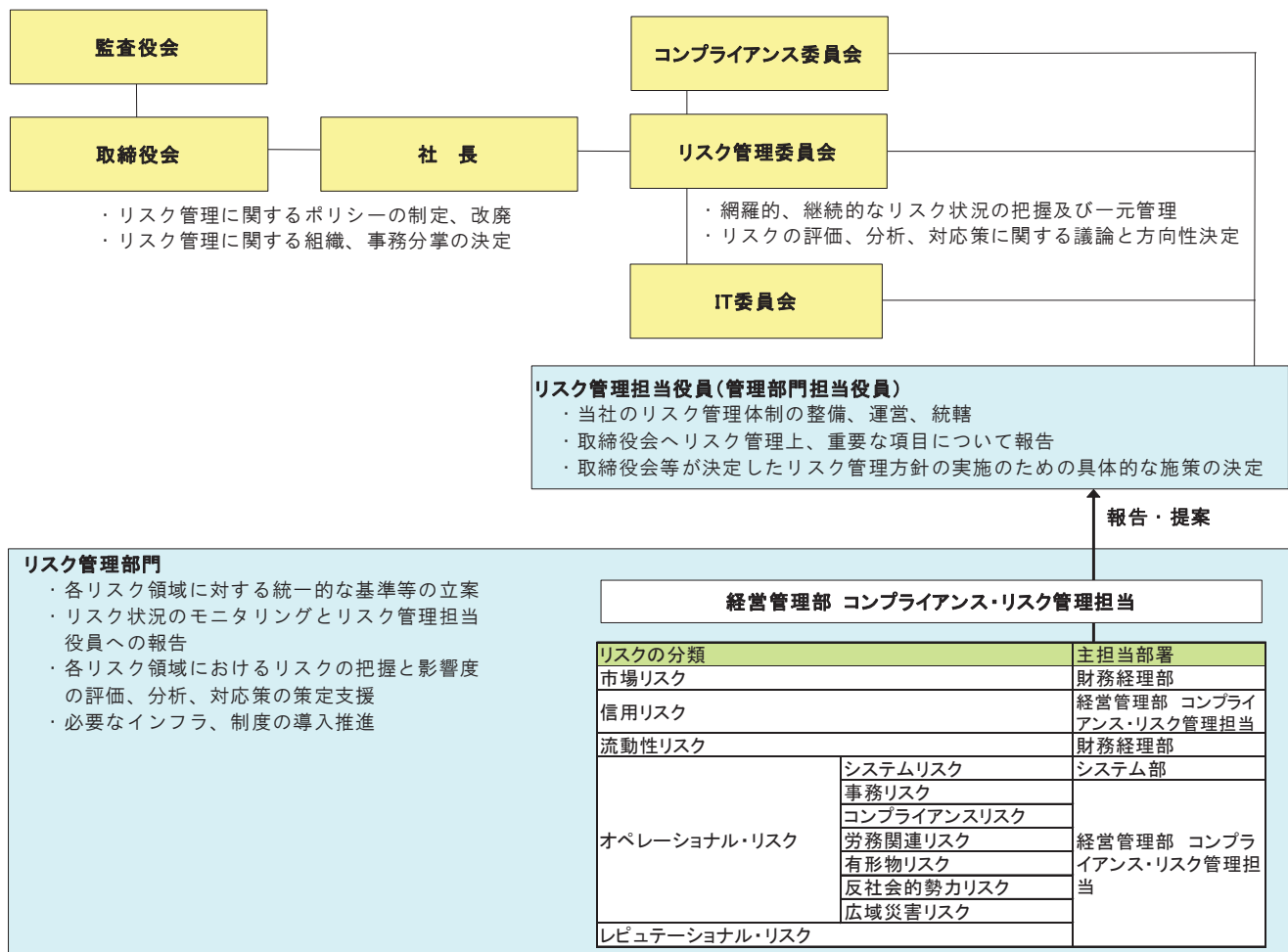
当社は、経営の健全性・安全性を維持・向上させるために、各種リスクについての基本的認識およびリスクマネジメントの基本方針を「リスク管理ポリシー」として定め、これに基づき当社全体が抱えるリスクの総和を把握して能動的な管理に努めております。

当社は、「リスク管理ポリシー」において、当社が管理するリスクを、(1)市場リスク(2)信用リスク(3)流動性リスク(4)オペレーショナル・リスク(5)レピュテーション・リスクと分類・定義しております。なかでも当社は資産の流動化を主とするビジネスモデルを展開しているため、オペレーショナル・リスクを管理すべき最大のリスクと認識しております。当社は、そのリスク特性に対応すべく、「オペレーショナル・リスク管理規程」を定めて、リスク領域横断的な組織体制・管理プロセスを構築しており、オペレーショナル・リスクを事務リスク、コンプライアンスリスク、労務関連リスク、システムリスク、有形物リスク、反社会的勢力リスク、広域災害リスクと認識し、定性面、定量面双方から管理しています。

なお、広域災害リスクの管理にあたっては、当社は業務継続体制管理ポリシーを個別に定め、当社の事業活動に対する中断事由が生じた場合に、当社が契約に基づいて受託した信託財産の確保及び維持を継続してお客さま及び社会に対する責務を最大限円滑に果たすための体制確保に努めております。

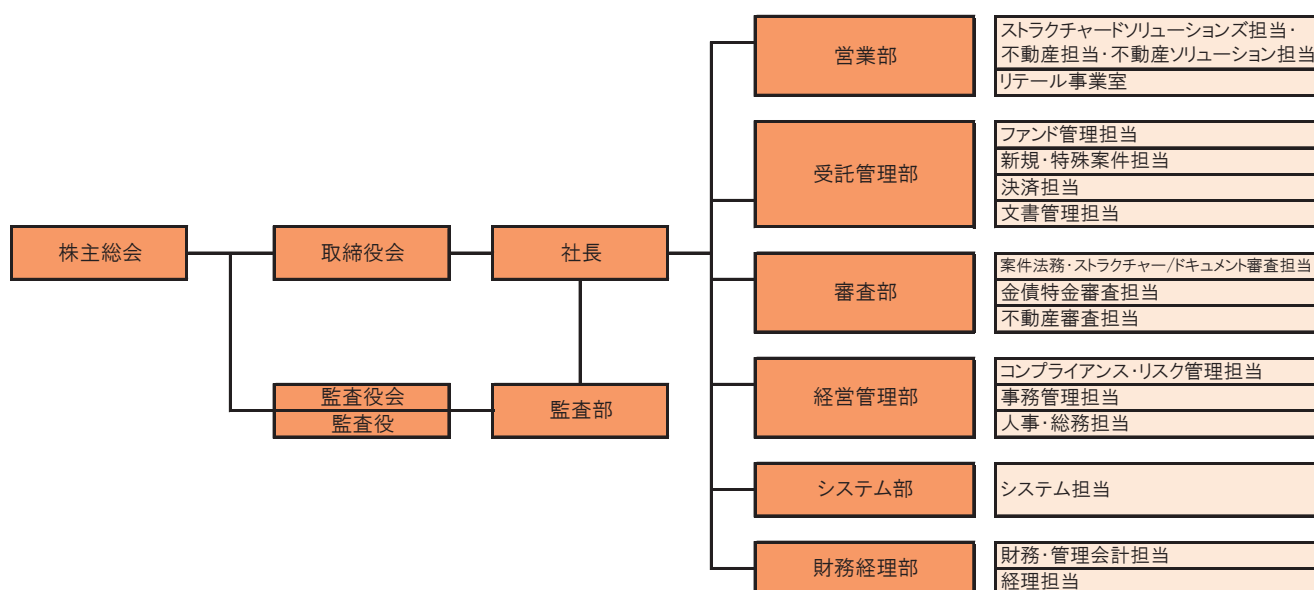
各オペレーショナルリスクの把握、評価、報告、対応策策定という一連の管理プロセスを、適切かつ効果的に実現するため、当社はリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会では、他の重要委員会であるコンプライアンス委員会、IT委員会からリスク管理に関する事項につき報告を受け、事件・事務事故を含む各種事故・苦情等の発生から解決に至るまで継続的にモニタリングが行われるほか、業務継続体制の整備を推進するための全社的な協議、調整も行われております。

リスク管理体制図



組織の状況

組織表(平成30年7月1日現在)



(注) 監査部は、社長に直属するとともに、監査役会に対しても直接報告を行います。

役員 の 状況(平成30年7月1日現在)

役職名	氏名	
代表取締役社長	久保 貴裕	
取締役	降旗 享	営業部担当
取締役	大木 良	審査部・受託管理部・システム部担当
取締役	樋口 悟	経営管理部・財務経理部担当
取締役(非常勤)	日比野 孝俊	
取締役(非常勤)	山崎 武志	
監査役	下村 大作	
監査役(非常勤)	小川 裕之	
監査役(非常勤)	保田 真紀子	

(注) 下村監査役、保田監査役は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

従業員 の 状況(平成30年3月31日現在)

従業員数	うち男性	うち女性	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
60人	30人	30人	41歳1ヶ月	6年0ヶ月	477千円

(注) 「平均給与月額」は、3月の定例給与及び時間外手当を合計した平均給与月額であります。

業績の概要

金融経済環境

当事業年度の我が国経済は、個人消費や輸出が持ち直し、企業の生産活動が拡大するなかで、基本的には企業収益は高い水準を維持し、雇用情勢は着実に改善する等、引き続き緩やかな回復が続きました。

今後も雇用・所得環境の改善は続くと思われ、景気の緩やかな回復が続くことが期待されますが、依然として、米政権の政策動向や英国の欧州連合（EU）離脱問題等、海外経済の不確実性に加え、北朝鮮情勢を始めとする地政学リスクが景気の下押しリスクとなっており、これらの動向について引き続き注視すべき状況であるといえます。

金融市場を概観すると、国内金利については、長期及び短期金利ともに引き続き低水準で推移しました。特に長期金利については日銀による大規模な金融緩和策の影響により0%近辺の推移にとどまりました。為替相場については、4月には北朝鮮や中東情勢の緊迫化や欧州政治不安等を受けて円高が進みましたが、仏大統領選挙で親EU派のマクロン氏勝利により市況が反転し、その後は円安基調で推移しました。8月以降は、北朝鮮情勢をめぐる緊張感の高まりや米国ハリケーン被害への懸念から一時円高となる動きもみられましたが、米政権が掲げた減税案やハリケーンによる復興需要への期待から、再び円安に転じました。平成30年明けると、米国発の世界同時株安や米中貿易摩擦の悪化を受けてリスク回避の動きが強まったこと、日銀の金融緩和縮小観測に対する懸念等により、円高が進行しました。日経平均株価については、為替相場の変動、海外経済や政治情勢の影響を受けて上下を繰り返しましたが、基本的には順調な拡大が続く世界経済と好調な企業業績により、平成30年3月末の終値は前年3月末比で約2,500円上昇の2万1,454円30銭となりました。

事業の経過および成果

昨今の資産流動化市場については、流動化ニーズは拡大基調なるものの、そのペースは質的・量的金融緩和のもとでの資金調達環境の改善の影響を受け、限定的なものとなっております。一方信託報酬の水準については、資産流動化スキームにおけるストラクチャリングコスト圧縮の基調は継続しているものの、一定の歯止めが掛かり水準切り上げの兆しも見えてきております。

こうした環境下、金融緩和の継続による投資家サイドの運用難を背景に、流動化市場においてもより多様な資産を対象にしたスキームへの対応が必要とされております。当社は専門性の高いカスタムメイドの信託業務を提供し、お客さまのご要望にお応えしながら既存のお客さまとの信頼関係構築に心がけ、同時に新規のお客さまの開拓にも注力してまいりました。

当事業年度は昨年度に続き、不動産や海外資産に対して信託受益権・信託勘定向けローンでの投資を可能とする信託の受託を主力事業としつつ、個人向け投資用マンションやアパートメントに対する集合ローン債権の流動化信託、大口融資先や大型開発案件向けローンのディストリビューションのための信託、信託社債を用いた海外投資家による投資案件への受託サービス提供、財務代理人業務、ヘルスケア関連施設に関する受益権媒介等に取り組んでまいりました。

また、兼ねてより検討していた合同運用指定金銭信託も12月に募集開始となり、これまでサービスを中心であった資産流動化信託に加え、資産管理運用型信託への進出が可能となりました。今期は募集戦略により注力した運営を心がけ、将来に向けた収益基盤の更なる安定化を目指し、より一層推進してまいります。

当事業年度の業績といたしましては、特に、不動産ノンリコースローンを提供する信託や割賦債権流動化に関する信託、海外アセットに対する取組が好調であったことに支えられ、以下の通りとなっております。

業績の概況

(経営成績)

当事業年度の経常収益は1,484百万円(前事業年度比280百万円増加)、経常費用は1,153百万円(同比65百万円増加)、経常利益は330百万円(同比214百万円増加)となりました。

経常収益については、上記に記載した取組が奏功し、前事業年度と比べて増収となりました。

一方、経常費用については、引き続き費用の抑制に努めたものの、新規事業である合同運用指定金銭信託事業に要する費用の発生もあり、営業経費は前事業年度と比べて微増となっております。また、受益権私募の取扱業務に係る役務取引等費用の計上により、役務取引等費用も前事業年度と比べて増加しており、経常費用全体としても前事業年度対比で増加しております。

以上に加えて、法人税等合計108百万円を計上した結果、当期純利益は222百万円(同比147百万円増加)となりました。

(財政状態)

当事業年度末において、総資産は7,979百万円(前事業年度末比2,154百万円減少)となりました。主要な勘定残高としては、現金預け金が6,493百万円(同比3,246百万円減少)となりました。

純資産は、当期純利益の組入により7,333百万円(同比222百万円増加)となりました。

(キャッシュ・フローの状況)

当事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは3,143百万円の支出(前事業年度は2,390百万円の収入)、投資活動によるキャッシュ・フローは102百万円の支出(同18百万円の支出)、財務活動によるキャッシュ・フローは該当なし(同該当なし)となりました。この結果、当事業年度末の現金及び現金同等物の残高は、期首残高から3,246百万円減少し、6,493百万円となりました。

信託業務の状況

当事業年度末の信託財産残高は、前事業年度末と比べて2,921億円増加し、2兆2,316億円となりました。

信託業務別では、金銭信託以外の金銭の信託(特定金外信託)が1兆2,093億円(同比2,505億円増加)、包括信託が5,867億円(同比525億円増加)、土地及びその定着物の信託(不動産信託)が2,466億円(同比245億円増加)、金銭債権の信託が1,619億円(同比462億円減少)等となっております。

主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

科目	平成26年 3月期	平成27年 3月期	平成28年 3月期	平成29年 3月期	平成30年 3月期
経常収益	1,781	1,135	1,458	1,203	1,484
経常利益	555	25	327	116	330
当期純利益	345	1	207	74	222
資本金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
発行済株式総数(千株)	100	100	100	100	100
純資産額	7,828	6,829	7,036	7,110	7,333
総資産額	8,969	7,483	7,775	10,134	7,979
預金残高	-	-	-	-	-
貸出金残高	-	-	-	-	1,000
有価証券残高	35	-	-	-	-
単体自己資本比率(国内基準)	128.70%	201.83%	218.75%	253.84%	198.74%
配当性向	289.27%	-	-	-	-
従業員数(人)	66	68	65	59	60
信託報酬	1,342	1,053	1,271	1,095	1,277
信託勘定貸出金残高	69,889	70,775	166,905	254,040	326,472
信託勘定有価証券残高	36,322	79,661	234,012	549,432	747,025
信託財産額	1,769,637	1,603,580	1,753,595	1,939,466	2,231,637

財務諸表

以下の貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書は、会社法第436条第2項第1号の定めにより、有限責任監査法人トーマツの監査を受けた計算書類に基づいて作成しています。

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	平成29年 3月期	平成30年 3月期	科目	平成29年 3月期	平成30年 3月期
(資産の部)			(負債の部)		
現金預け金	9,739	6,493	その他負債	2,893	530
預け金	9,739	6,493	未払法人税等	18	41
金銭の信託	0	0	未払費用	38	89
貸出金	—	1,000	未払費	21	23
証書貸付	—	1,000	前受収	83	78
その他資産	229	237	預り	2,664	218
前払費用	10	14	資産除去債務	64	66
未収収入	59	79	その他負債	1	13
未収収入	19	12	賞与引当金	115	102
未収還付法人税等	9	—	役員賞与引当金	14	12
敷金・保証金	130	130			
その他の資産	—	0	負債の部合計	3,023	646
有形固定資産	69	62	(純資産の部)		
建物	61	57	資本金	5,000	5,000
その他の有形固定資産	7	5	利益剰余金	2,110	2,333
無形固定資産	21	114	利益準備金	1,630	1,630
ソフトウェア	1	16	その他利益剰余金	480	703
リース資産	—	98	繰越利益剰余金	480	703
その他の無形固定資産	20	—	株主資本合計	7,110	7,333
繰延税金資産	72	71			
貸倒引当金	—	△0	純資産の部合計	7,110	7,333
資産の部合計	10,134	7,979	負債及び純資産の部合計	10,134	7,979

損益計算書

(単位:百万円)

科目	平成29年3月期	平成30年3月期
経常収益	1,203	1,484
信託報酬	1,095	1,277
資金運用収益	6	6
貸出金利	—	0
預け金	6	6
役員取引等	101	200
その他の役員	101	200
その他の業務	0	—
外国為替	0	—
その他	0	0
金銭の信託運用	0	0
その他の経常	—	0
経常費用	1,087	1,153
資金調達費用	0	—
その他	0	—
役員取引等	35	99
支払為替手数料	1	1
その他の役員	34	98
その他	—	0
外国為替	—	0
営業経常	1,051	1,052
その他	0	0
貸倒引当金繰入	—	0
その他	0	—
経常利益	116	330
税引前当期純利益	116	330
法人税、住民税及び事業税	47	107
法人税等調整額	△6	0
法人税等合計	41	108
当期純利益	74	222

株主資本等変動計算書

平成29年3月期

(単位:百万円)

	株主資本					株主資本 合計	純資産合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計		
			その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	5,000	1,630	406		2,036	7,036	7,036
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益			74		74	74	74
当 期 変 動 額 合 計	-	-	74		74	74	74
当 期 末 残 高	5,000	1,630	480		2,110	7,110	7,110

平成30年3月期

(単位:百万円)

	株主資本					株主資本 合計	純資産合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計		
			その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	5,000	1,630	480		2,110	7,110	7,110
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益			222		222	222	222
当 期 変 動 額 合 計	-	-	222		222	222	222
当 期 末 残 高	5,000	1,630	703		2,333	7,333	7,333

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	平成29年3月期	平成30年3月期
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	116	330
減価償却	9	15
貸倒引当金の増減(△は減少)	-	0
賞与引当金の増減(△は減少)	△ 8	△ 12
役員賞与引当金の増減(△は減少)	0	△ 2
資金運用収益	△ 6	△ 6
資金の信託の運用損益(△は益)	0	-
金銭の信託の運用損益(△は益)	△ 0	△ 0
為替差損益(△は益)	△ 0	0
貸出金の純増(△)	-	△ 1,000
預り金の純増減(△)	2,378	△ 2,445
資金運用による収入	6	6
資金調達による支出	△ 0	-
その他	55	3
小法人税等の支払額	2,551	△ 3,109
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,390	△ 3,143
投資活動によるキャッシュ・フロー		
金銭の信託の解約および配当による収入	0	0
有形固定資産の取得による支出	-	△ 0
無形固定資産の取得による支出	△ 18	△ 103
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 18	△ 102
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	△ 0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	2,372	△ 3,246
現金及び現金同等物の期首残高	7,366	9,739
現金及び現金同等物の期末残高	9,739	6,493

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

有形固定資産は、建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年から38年
その他の有形固定資産	4年から20年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3)リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産は、自己所有の固定資産に適用する償却方法と同一の方法により償却しております。

2. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上することとしております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先

債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2)賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

4. 連結納税制度の適用

当社は株式会社新生銀行を連結納税親会社として連結納税制度を適用しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち定期預け金以外のものであります。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条により準用される信託業法第11条の営業保証金供託義務並びに宅地建物取引業法第25条の営業保証金供託義務に基づき、敷金・保証金のうち、35百万円を供託しております。
- 貸出金は、その全額が当社信託勘定に対する貸付であり、正常先債権に分類されるものです。
- 有形固定資産の減価償却累計額 59百万円
- 関係会社に対する金銭債権総額 709百万円
- 関係会社に対する金銭債務総額 82百万円
- 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額はありませぬ。

(損益計算書関係)

- 関係会社との取引による収益
資金運用取引に係る収益総額 0百万円
信託報酬及び役員取引等に係る収益総額 368百万円
関係会社との取引による費用
役員取引等に係る費用総額 6百万円
その他の取引に係る費用総額 121百万円
- 関連当事者との取引のうち、重要なものは次のとおりであります。
(1)親会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
親会社	株式会社新生銀行	被所有直接100%	信託業務取引の受託	信託報酬及び手数料(注1)	368	未収入金 未収収益 前受収益	2 2 12
			本店事務所等の転借	賃借料及び共益費(注2)	95	前払費用 敷金・保証金	8 95

(注) 1. 信託業務取引において、信託報酬及び手数料の水準は市場の実勢を勘案して決定しております。

2. 事務所転借における取引条件については、賃借面積に対する転借面積の割合等を勘案して決定しております。

3. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2)兄弟会社等
重要なものはありません。

(3)役員及びその近親者
該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	100	—	—	100	—
合計	100	—	—	100	—

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び現金同等物の期末残高は、貸借対照表の現金預け金と同額であります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資産の流動化に関する信託及び特定金外信託を主たる業務としております。資金運用については、当社の流動性リスク管理基準、市場リスク及び信用リスク管理基準に基づき、信用リスクが低く、流動性の高い運用に徹するものとし、短期的な預け金運用を中心に行っております。なお、貸出金については資金運用を目的としたものではなく、信託業務に関連して自社信託勘定への貸出を行ったことによるものであります。資金調達については、信託業務に特化し、融資業務及び預金業務などは行ってないため外部負債を必要とせず、行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主として国内金融機関に対する預け金であり、預け入れ先である金融機関の信用リスクに晒されております。なお、貸出金については上述の通り、自社信託勘定に対する貸付によるものであり、信託勘定側の契約上の債務不履行によって損失がもたらされる信用リスクに晒されております。

金融負債は主として預り金であります。これは主に合同運用指定金銭信託事業について、信託設定前における申込金の引落額を一時的に銀行勘定で預かり受けたことによるものです。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、信用リスク・テイクによるリターンを獲得をビジネスの目的としておりませんが、当社のリスク管理ポリシーを始めとするリスク管理の諸規定に従い、定期的にモニタリングを行い、リスク管理委員会及び取締役会にリスク状況の報告を行っております。

預け金については、クレジットラインを設定し、特定先への過度の集中的な投資を防ぐほか、預け入れ先である金融機関の格付け等の信用情報の把握を行っております。

貸出金については、社内規程等で貸付が発生する取引の限定や貸付限度額の決定を行っているほか、貸出先の信託勘定における格付け等の信用情報の把握を行っております。

注記事項(続き)

②市場リスクの管理

当社は、信用リスクと同様に市場リスクについても、当該リスク・テイクによるリターン
の獲得をビジネスの目的としておらず、保守的な運用に徹する方針を採っております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、年度毎に資金繰り計画を策定し、実績をリスク管理委員会に報告するほ
か、緊急時のバックアップファシリティとして株式会社新生銀行からの当座貸越枠を
確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のと
おりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金 預け金	6,493	6,493	-
(2) 貸出金 証書貸付	1,000	1,000	-
(2) その他資産 未収入金	12	12	-
資産計	7,505	7,505	-
(1) その他負債 未払金	89	89	-
預り金	218	218	-
負債計	307	307	-

(注)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金預け金

これらはすべて満期のない預け金であり、時価は帳簿価額と近似していることか
ら、当該帳簿価額を時価とみなしております。

(2)貸出金

貸出金はすべて約定期間が短期間(1ヶ月以内)の当社信託勘定向け貸出金
であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価とみなして
おります。

(3)その他資産

未収入金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似してい
ることから、当該帳簿価額を時価とみなしております。

負債

(1)その他負債

未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似してい
ることから、当該帳簿価額を時価とみなしております。預り金については、当事業年度
末に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以
下のとおりであります。

繰延税金資産		
賞与引当金	31	百万円
前受収益	24	
資産除去債務	20	
ソフトウェア開発費用	11	
未払事業税	9	
その他	11	
繰延税金資産小計	108	
評価性引当額	△ 24	
繰延税金資産合計	83	
繰延税金負債		
有形固定資産	11	
繰延税金負債合計	11	
繰延税金資産の純額	71	百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	73,330 円 45 銭
1株当たりの当期純利益金額	2,221 円 01 銭

(その他)

1. リース取引関係

(1)リース資産の内容

- ①所有権移転ファイナンス・リース取引
(ア)無形固定資産
ソフトウェアであります。

(2)リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針の「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(3)その他

上記リース取引にかかるリース債務は返済済みであります。

財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての確認

私は、当社の平成30年3月期(平成29年4月1日～平成30年3月31日)に係る財務諸表について、財務諸表がすべての重要な点において適正に
表示されていることを確認いたしました。また、監査部の検証・報告を含め、財務諸表作成に係る内部統制が有効に機能していることを確認いたしまし
た。

平成30年7月1日

代表取締役社長 久保貴裕

信託業務の状況

信託財産残高表

(単位:百万円)

科目	平成29年 3月期	平成30年 3月期	科目	平成29年 3月期	平成30年 3月期
(資産)			(負債)		
貸出証券	254,040	326,472	指定金銭信託	-	10,932
有価証券	549,432	747,025	特定金銭信託	16,026	16,007
金銭債権	806,496	817,818	金銭信託以外の金銭の信託	958,754	1,209,309
有形固定資産	209,718	234,757	有価証券の信託	196	-
無形固定資産	2,516	2,516	金銭債権の信託	208,183	161,982
その他の債権	23,911	15,156	土地及びその定着物の信託	222,161	246,677
現金預け	93,351	87,890	包括信託	534,144	586,727
合計	1,939,466	2,231,637	合計	1,939,466	2,231,637

- (注) 1. 共同信託他社管理財産については該当ありません。
2. 元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)については取扱残高はありません。

金銭信託の信託期間別の元本残高

(単位:百万円)

	平成29年3月期	平成30年3月期
1年未満	1,001	-
1年以上2年未満	-	642
2年以上5年未満	0	1,520
5年以上	299	283
その他のもの	-	-
合計	1,301	2,446

- (注) 貸付信託の取扱はありません。

金銭信託等に係る有価証券の種類別運用残高

(単位:百万円)

	平成29年3月期	平成30年3月期
国債	-	-
地方債	-	-
社債	-	-
その他の証券	12,713	12,713
合計	12,713	12,713

- (注) 年金信託、財産形成給付信託、貸付信託の取扱はありません。

金銭信託等に係る貸出金残高(科目別)

(単位:百万円、かつこ内は構成比)

	平成29年3月期	平成30年3月期
証書貸付	2,000 (100.0%)	12,902 (100.0%)
手形貸付	- (-%)	- (-%)
割引手形	- (-%)	- (-%)
合計	2,000 (100.0%)	12,902 (100.0%)

- (注) 信託勘定の貸出金のうち、金銭信託等に係る貸出金残高です。
貸出金残高(科目別)以下、(契約期間別)、(担保種類別)、(業種別)、(用途別)、中小企業向け貸出の各表も同様です。

金銭信託等に係る貸出金残高(契約期間別)

(単位:百万円)

	平成29年3月期	平成30年3月期
1年以下	-	642
1年超3年以下	-	-
3年超5年以下	1,000	1,518
5年超7年以下	-	-
7年超	1,000	10,741
合計	2,000	12,902

金銭信託等に係る貸出金残高(担保種類別)

(単位:百万円)

	平成29年3月期	平成30年3月期
有価証券	2,000	2,000
債権	-	-
不動産	-	-
その他	-	-
小計	2,000	2,000
保証	-	-
信用	-	10,902
合計	2,000	12,902
(うち劣後特約付貸出金)	(-)	(-)

金銭信託等に係る貸出金残高(業種別)

(単位:百万円、かっこ内は構成比)

	平成29年3月期	平成30年3月期
金融・保険業	2,000 (100.0%)	12,902 (100.0%)
不動産業	- (-%)	- (-%)
各種サービス業	- (-%)	- (-%)
地方公共団体	- (-%)	- (-%)
その他	- (-%)	- (-%)
合計	2,000 (100.0%)	12,902 (100.0%)

金銭信託等に係る貸出金残高(使途別)

(単位:百万円)

	平成29年3月期	平成30年3月期
設備資金	-	-
運転資金	2,000	12,902
合計	2,000	12,902

金銭信託等に係る中小企業向け貸出

(単位:百万円)

	平成29年3月期	平成30年3月期
総貸出金(A)	2,000	12,902
中小企業等に対する貸出金残高(B)	2,000	12,902
比率(%) (B/A)	100.0%	100.0%

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし卸売業は1億円、小売業、飲食店、物品賃貸業等は5,000万円)以下の会社または常用する従業員が300人(ただし卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の会社及び個人です。

金銭信託等の種類別の貸出金および有価証券の区分ごとの期末運用残高

(単位:百万円)

	平成29年3月期	平成30年3月期
金銭信託	2,000	12,902
貸出有価証券	12,713	12,713
合計	14,713	25,616
貸出金合計	2,000	12,902
有価証券合計	12,713	12,713
貸出金及び有価証券合計	14,713	25,616

(注) 年金信託、財産形成給付信託、貸付信託の取扱はありません。

営業の状況

業務粗利益

(単位:百万円)

	平成29年3月期			平成30年3月期		
	国内業務	国際業務	合計	国内業務	国際業務	合計
資金運用収益	6	0	6	6	0	6
資金運用費用	6	0	6	6	0	6
役員取引等収益	0	-	0	-	-	-
役員取引等費用	1,160	-	1,160	1,377	-	1,377
特定取引収益	1,196	-	1,196	1,477	-	1,477
特定取引費用	35	-	35	99	-	99
その他業務収益	-	-	-	-	-	-
その他業務費用	-	-	-	-	-	-
業務粗利益	-	0	0	-	△0	△0
業務粗利益率	-	0	0	-	-	-
	1,167	0	1,168	1,384	△0	1,384
			16.28%			19.04%

- (注) 1. 国内業務は国内店の円建取引、国際業務は国内店の外貨建取引です。
 2. 役員取引等収益には信託報酬を含みます。
 3. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

資金運用・調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘

(単位:百万円)

	平成29年3月期			平成30年3月期			
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り	
国内業務	資金運用勘定	7,170	6	0.08%	7,269	6	0.09%
	うち貸出証券	-	-	-	150	0	0.30%
	うち有価証券	-	-	-	-	-	-
	資金調達勘定	7,170	6	0.08%	7,119	6	0.08%
国際業務	資金運用勘定	2	0	0.05%	0	0	0.01%
	うち貸出証券	-	-	-	-	-	-
	うち有価証券	-	-	-	-	-	-
	資金調達勘定	2	0	0.05%	0	0	0.01%
合計	資金運用勘定	7,173	6	0.08%	7,269	6	0.09%
	うち貸出証券	-	-	-	150	0	0.30%
	うち有価証券	-	-	-	-	-	-
	資金調達勘定	7,173	6	0.08%	7,119	6	0.08%
			6		6	0.09%	

受取・支払利息の分析

(単位:百万円)

	平成29年3月期			平成30年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
国内業務	△0	△0	△0	0	0	0
国際業務	0	0	0	△0	△0	△0
合計	△0	△0	△0	0	0	0

- (注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、「利率による増減」に含めて表示しています。

利益率

	平成29年3月期	平成30年3月期
総資産経常利益率	1.29%	3.65%
自己資本経常利益率	1.64%	4.58%
総資産当期純利益率	0.83%	2.45%
自己資本当期純利益率	1.05%	3.07%

- (注) $\frac{\text{経常利益 (または当期純利益)}}{\text{総資産平均残高 (または自己資本勘定平均残高)}} \times 100$

※自己資本…純資産の部合計－新株予約権－少数株主持分 (ただし、新株予約権および少数株主持分はありません。)

営業経費の内訳

(単位:百万円)

科目	平成29年3月期	平成30年3月期
給料・手当	495	470
賞与引当金	115	102
役員賞与	14	12
出向者退職引当金	74	67
福祉厚生費	100	98
減価償却費	9	15
土地建物機械賃借料	100	95
消耗品費	20	19
給水光熱費	2	7
旅費	2	3
通費	1	1
諸寄付金	2	2
租税	6	6
その他	33	46
合計	71	102
	1,051	1,052

資産の状況

貸出金期末残高

(単位:百万円)

	平成29年3月期	平成30年3月期
国内業務	-	-
手証当割	-	1,000
形書座引	-	-
貸付手形	-	-
国際業務	-	-
手証当割	-	-
形書座引	-	-
貸付手形	-	-
合計	-	-
手証当割	-	1,000
形書座引	-	-
貸付手形	-	-

貸出金平均残高

(単位:百万円)

	平成29年3月期	平成30年3月期
国内業務	-	-
手証当割	-	150
形書座引	-	-
貸付手形	-	-
国際業務	-	-
手証当割	-	-
形書座引	-	-
貸付手形	-	-
合計	-	-
手証当割	-	150
形書座引	-	-
貸付手形	-	-

貸出金の残存期間別残高

(単位:百万円)

		平成29年3月期			平成30年3月期		
1年以下	変動金	-	-	-	-	-	-
	固定金	-	-	-	-	-	1,000
合計	変動金	-	-	-	-	-	-
	固定金	-	-	-	-	-	1,000

貸出金の担保種類別残高

(単位:百万円)

		平成29年3月期			平成30年3月期		
有価証券	債券	-	-	-	-	-	-
債権	商品	-	-	-	-	-	-
不動産	不動産	-	-	-	-	-	-
その他	その他	-	-	-	-	-	-
小計	計	-	-	-	-	-	-
信託	証券	-	-	-	-	-	-
合計	信用	-	-	-	-	-	1,000
(うち劣後特約付貸出金)	計	-	-	-	-	-	1,000
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

支払承諾見返の担保種類別残高

該当事項はありません。

貸出金の使途別残高

(単位:百万円)

		平成29年3月期			平成30年3月期		
設備	資金	-	-	-	-	-	-
運転	資金	-	-	-	-	-	1,000
合計	計	-	-	-	-	-	1,000

貸出金の業種別残高

(単位:百万円)

		平成29年3月期			平成30年3月期		
金融・保険業	金額	-	-	-	-	-	1,000
	(構成比)	(-%)	(-%)	(-%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
合計	金額	-	-	-	-	-	1,000
	(構成比)	(-%)	(-%)	(-%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)

中小企業に対する貸出金残高

(単位:百万円)

		平成29年3月期			平成30年3月期		
総貸出金	(A)	-	-	-	-	-	1,000
中小企業等に対する貸出金残高	(B)	-	-	-	-	-	1,000
比率	(%) (B/A)	-%	-%	-%	-%	-%	100.0%

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし卸売業は1億円、小売業、飲食店、物品貸業等は5,000万円)以下の会社または常用する従業員が300人(ただし卸売業、物品貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の会社及び個人です。

金銭の信託関係

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位:百万円)

	平成29年3月期					平成30年3月期				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
その他の金銭の信託	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-

貸倒引当金の期末残高および期中増減額

(単位:百万円)

	平成29年3月期		平成30年3月期	
		前期末比増減		前期末比増減
一般貸倒引当金	-	-	0	0
個別貸倒引当金	-	-	-	-
特定海外債権引当勘定	-	-	-	-
合 計	-	-	0	0

金融再生法に基づく資産査定状況

(単位:百万円)

	平成29年3月期	平成30年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	-	-
危険債権	-	-
要管理債権	-	-
正常債権	-	1,000
合 計	-	1,000

自己資本の充実の状況（国内基準）

自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円、％）

項目	平成29年3月期		平成30年3月期	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目（1）				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	7,110		7,333	
うち、資本金及び資本剰余金の額	5,000		5,000	
うち、利益剰余金の額	2,110		2,333	
うち、自己株式の額(△)	-		-	
うち、社外流出予定額(△)	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	-		0	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	-		0	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	7,110		7,333	
コア資本に係る調整項目（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	9	6	63	15
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9	6	63	15
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	-	-	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	9		63	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ))（ハ）	7,101		7,270	
リスク・アセット等（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	459		1,119	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	6		15	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	6		15	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,338		2,538	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	2,797		3,658	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	253.84%		198.74%	

（注） 1. 自己資本比率は「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に基づき定められた算式に基づき算出しております。

2. 信用リスクの計測手法は標準的手法を採用しております。

3. オペレーショナル・リスクの計測手法は粗利益配分手法を採用しております。

4. マーケット・リスク相当額不算入の特例を適用しております。

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当社は、株式会社新生銀行のグループ管理方針に基づき、株式会社新生銀行への普通株式発行により資本調達を行っております。

2. 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当社は、資産の流動化を主とする信託業務に特化するという戦略目標に基づき、市場リスクおよび信用リスクについては、当該リスク・テイクによるリターンの獲得を当社ビジネスの主目的とすることなく、銀行勘定等の運用に当たっては保守的な運用に徹することを「リスク管理ポリシー」に明確に定めております。このポリシーに基づき、現状、融資業務および預金業務は行っており、資産の運用についても外部負債に依存せず、自己資本部分について保守的な運用に徹しております。

自己資本の充実度に関する評価方法につきましては、自己資本額、信用リスク・アセットの額、オペレーショナル・リスク相当額の合計額およびこれに基づく自己資本比率を、半期毎に、リスク管理委員会および取締役会へ報告しております。

3. 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当社では、「リスク管理ポリシー」において、信用リスクを、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消滅し、損失を被るリスクと定義し、当該リスク・テイクによるリターンの獲得を当社ビジネスの主目的とすることなく、銀行勘定等の運用に当たっては保守的な運用に徹することを明確に定めております。投融資対象資産の明確化、特定先への集中的な投融資の回避を図り、そのモニタリングを通じた厳格な管理を実践するとともに、この指針を実現するために、「市場リスク及び信用リスク管理基準」を定めています。

ロ. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。)

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は、S&P、Moody's、Fitch、R&I、JCRの5社となっております。

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は、S&P、Moody's、Fitch、R&I、JCRの5社となっております。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「リスク管理ポリシー」に基づき「市場リスク及び信用リスク管理基準」において、投融資対象資産の明確化、特定先への集中的な投融資の回避を図り、そのモニタリングを通じた厳格な管理を実践しています。

5. 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当社は、合同運用指定金銭信託事業において、信託勘定の流動性補完を目的として自社信託勘定への貸付を行っており、当該貸出金を証券化エクスポージャー(銀行が「投資家」として保有する証券化エクスポージャー)に分類しております。当該証券化エクスポージャーは一般的な貸出金取引と同様に市場リスク、信用リスク等のリスクを有しております。

また、貸出金については、社内規程等で貸付が発生する取引の限定や貸付限度額の決定を行っているほか、貸出先の信託勘定における格付け等の信用情報の把握を行うことにより管理を行っております。

ロ. 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号まで

(自己資本比率告示第254条第2項及び第302条の4第1項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

上記、証券化エクスポージャーについては、リスク管理委員会等の社内委員会を通じて、スキーム構造の理解やリスクの把握、裏付資産のデフォルト状況や格付けの把握を行っております。

ハ. 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

該当事項はありません。

ニ. 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当社は自己資本比率告示に基づき、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出方法については標準的手法を採用しております。

ホ. 証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称
当社はマーケット・リスク相当額不算入の特例を適用しています。

ヘ. 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別
該当事項はありません。

ト. 銀行の子法人等(連結子法人等を除く。)及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引(銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称
該当事項はありません。

チ. 証券化取引に関する会計方針

金融商品に関する会計基準に従い、会計処理を行っております。

リ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)

当社が保有する証券化エクスポージャーは、合同運用指定金銭信託事業に係る貸出金のみであり、リスク・ウェイトの判定には、格付投資情報センター(R&I)を適格格付機関として使用しております。

ヌ. 内部評価方式を用いている場合には、その概要

該当事項はありません。

ル. 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

該当事項はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

(1) オペレーショナル・リスクの定義・分類、基本認識・指針および手続

当社では、「リスク管理ポリシー」において、オペレーショナル・リスクを、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクと定義し、当社のビジネス・モデルに鑑みて管理すべき最大のリスクであることを踏まえ、そのリスク特性(多様性等)に対応すべくリスク領域横断的な組織体制・管理プロセスを構築し管理に当たるとともに、その削減に努めることを明確に定めております。

この指針を実現するために、「オペレーショナル・リスク管理規程」を定めていますが、当社では、オペレーショナル・リスクの対象領域を、事務リスク、コンプライアンスリスク、労務関連リスク、システムリスク、有形物リスク、反社会的勢力リスク、広域災害リスクと認識し、当該リスクを定性面、定量面双方から管理するものとしております。

(2) オペレーショナル・リスクの管理体制

オペレーショナル・リスクについては、その対象領域が広範であることに加え、その損失額・発生頻度も幅広く、リスク顕在化の背後に複数の要因が関係することも多いことから、このようなリスク特性に対応すべく、各領域に対して専門管理部署を特定するとともに、業務横断的な管理体制を構築し、網羅的なリスク状況の把握およびリスクの一元管理を実現するものとしています。

●組織体制およびそれぞれの役割と責任

① 取締役会

取締役会は以下の事項につき承認し、その責任を負います。

- ・ オペレーショナル・リスク管理規程およびオペレーショナル・リスク管理に関連するポリシーの制定・改廃
- ・ 業務部門からの独立性が確保されたリスク管理部門およびリスク管理担当役員の設置と見直し等、オペレーショナル・リスク管理体制を有効なものとする組織、事務分掌の決定

6. オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項(続き)

② リスク管理委員会

当委員会は、リスクの網羅的な把握と一元管理を実現するための機関であり、オペレーショナル・リスクに関しては、リスク管理部門からの管理状況の報告により、リスクに関する状況を把握し、その評価、分析、および対策について協議し方向性を決定します。

事件・事故・苦情等に関する報告は、その発生から解決に至るまで継続的に行うこととし、継続的なモニタリング体制を維持します。なお、重要な事項については、リスク管理担当役員を通じて、取締役会へ報告します。

③ リスク管理担当役員

リスク管理担当役員は、営業部門から独立した立場で以下の役割を担い、その責任を負います。なお、当該担当役員は、取締役会を構成する取締役としています。

- ・ オペレーショナル・リスク管理の実務運営を担う専門部署の設置とその要員確保等、オペレーショナル・リスク管理体制の整備、運営、統轄
- ・ 取締役会が決定したオペレーショナル・リスク管理方針の実施のための具体的な施策の決定
- ・ 自店検査の統轄
- ・ 社長および取締役会に対するリスク管理状況の報告

④ リスク管理部門

経営管理部、審査部、システム部、財務経理部を「リスク管理部門」とし、それぞれ特定された所管リスク領域について、業務部門からの独立性確保の下、以下の役割を担い、その責任を負います。

- ・ 各リスク領域管理のための基準等の立案
- ・ リスク状況のモニタリングによる事件・事故等の把握と影響度の評価・分析、および各業務部門の防止策の策定支援
- ・ リスク管理担当役員へのリスク状況の報告
- ・ リスク管理に関する各委員会の運営
- ・ リスク管理上必要なインフラ、制度の導入推進
- ・ リスクの計量化およびリスク資本の運営

なお、経営管理部は、リスク統轄部署として、すべてのリスク領域に関する状況を把握し、横断的な管理体制を維持するとともに、各リスク領域におけるリスク管理プロセスの実効性評価を行い、その改善を推進します。

⑤ 業務部門

営業部門である営業部、およびその後方事務に携わる受託管理部を「業務部門」とし、所管業務に最も精通したリスク管理の第一の砦として、以下の役割を担い、その責任を負います。

- ・ 所管業務に関するリスク状況の把握・管理・予防
- ・ リスクの認知、事件・事故等発生時のリスク管理部門への速やかな報告
- ・ リスク管理上必要な事項のリスク管理部門への報告
- ・ 要員管理
- ・ 所管業務手続等の整備
- ・ リスク管理部門との連携による業務継続計画の策定

⑥ 監査部

監査部は、業務部門およびリスク管理部門に対する定期的な業務監査を通じ、独立した立場で、オペレーショナル・リスク管理規程およびその他の関連規程に定める管理が効果的に実施されていることを検証します。また、業務監査の結果をもとに各部門にリスク管理向上のために必要な助言を行います。

●リスクの管理・削減

オペレーショナル・リスクの管理、削減策としては、リスクの高い業務の展開に関する再検討、内部統制の更なる強化、保険の購入が挙げられます。

各領域のリスク管理部門は、1)事件・事故に関する分析等を通じた管理指針の整備、2)各業務部門が策定する規程のチェック、3)リスク管理の観点からの指導・研修に取り組みます。特に、経営管理部は、各リスク領域におけるリスク管理プロセスの実効性評価を行い、全社的なリスク管理体制の向上に努めます。また、経営管理部および財務経理部は、計測されたオペレーショナル・リスク相当額と信用リスク・アセットの額および自己資本額に基づき、自己資本比率の管理を行います。

各領域のリスク管理部門は、調査・分析に基づき、リスク軽減に資する保険の付保と維持について、経営に対して必要な提言を行うとともに、業務部門が保有する保険の付保状況を定期的に把握し、その効率性等に関する助言を行います。

- ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
粗利益配分手法を使用しております。

7. 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当社では、「リスク管理ポリシー」において、市場リスクを、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスクファクターの変動により、保有する資産の価格が変動し損失を被るリスクと定義し、当該リスク・テイクによるリターンを獲得を当社ビジネスの主目的とすることなく、銀行勘定等の運用に当たっては保守的な運用に徹することを明確に定めております。投融資対象資産の明確化、特定先への集中的な投融資の回避を図り、そのモニタリングを通じた厳格な管理を実践するとともに、この指針を実現するために、「市場リスク及び信用リスク管理基準」を定めています。

- ロ. 銀行が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

当社では、「リスク管理ポリシー」および関連諸規程に基づき、銀行勘定において金利感応度を管理する必要性のある有価証券について、2%の金利ショックに対する経済的価値の増減額を計測しています。

定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成29年3月期		平成30年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	428	18	1,119	45
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業向け	135	6	200	9
法人等向け	19	1	71	3
中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	-	-	-	-
うち、出資等のエクスポージャー	-	-	-	-
うち、重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	268	11	330	14
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
うち、特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	198	8	267	11
うち、上記以外のエクスポージャー	69	3	62	3
証券化(オリジネーターの場合)	-	-	-	-
うち、再証券化	-	-	-	-
証券化(オリジネーター以外の場合)	-	-	500	21
うち、再証券化	-	-	-	-
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	6	1	15	1
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
オペレーショナル・リスク(粗利益配分手法)	2,338	94	2,538	102
合 計	2,766	111	3,658	147

(注) 1. 個々の所要自己資本の額は切上表示をし、所要自己資本の額の合計は、各所要自己資本の額の合計に対し切上表示を行っております。
2. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 信用リスク(証券化エクスポージャーを除く)に関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

		平成29年3月期				
		現金 預け金	金銭の 信託	有価証券	その他	合計
地域別	内国	9,738	0	-	354	10,093
	外国	0	-	-	0	1
	合計	9,739	0	-	354	10,095
業種別	金融・保険業	9,739	0	-	131	9,871
	地方公共団体	-	-	-	50	50
	その他	-	-	-	173	173
	合計	9,739	0	-	354	10,095
残存期間別	1年以下	-	0	-	68	69
	1年超3年以下	-	0	-	0	0
	3年超5年以下	-	-	-	-	-
	5年超7年以下	-	-	-	-	-
	7年超10年以下	-	-	-	-	-
	10年超	-	-	-	-	-
	期間の定めのないもの	9,739	-	-	285	10,025
	合計	9,739	0	-	354	10,095

(単位:百万円)

		平成30年3月期				
		現金 預け金	金銭の 信託	有価証券	その他	合計
地域別	内国	6,492	0	-	421	6,914
	外国	0	-	-	2	2
	合計	6,493	0	-	423	6,916
業種別	金融・保険業	6,493	0	-	132	6,626
	地方公共団体	-	-	-	35	35
	その他	-	-	-	255	255
	合計	6,493	0	-	423	6,916
残存期間別	1年以下	-	0	-	107	107
	1年超3年以下	-	-	-	-	-
	3年超5年以下	-	-	-	-	-
	5年超7年以下	-	-	-	-	-
	7年超10年以下	-	-	-	-	-
	10年超	-	-	-	-	-
	期間の定めのないもの	6,493	-	-	315	6,809
	合計	6,493	0	-	423	6,916

- (注) 1. 信託財産から收受する信託報酬等に係る資産(未収収益、未収入金)は、業種別の「その他」に含めております。
2. 期間の判別のできないものは、「期間の定めのないもの」に含めております。

(2) 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高
該当事項はありません。

(3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額
証券化エクスポージャーを除き、貸倒引当金を計上しているエクスポージャーはありません。

(4) 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
該当事項はありません。

(5) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	平成29年3月期		平成30年3月期	
		外部格付けを 参照するもの		外部格付けを 参照するもの
0%	9,244	-	5,654	-
10%	-	-	-	-
20%	676	676	1,004	1,004
35%	-	-	-	-
50%	-	-	-	-
75%	-	-	-	-
100%	94	-	150	-
150%	-	-	-	-
250%	79	-	107	-
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	10,095	676	6,916	1,004

- (注) 1. 中央政府および中央銀行等の公共部門、金融機関及び第一種金融商品取引業者向けエクスポージャーについては、所在する国の格付けのリスク・ウェイトにより区分しております。
2. 円建ての日本国向けエクスポージャー等の「外部格付けによらずリスク・ウェイトが定められているエクスポージャー」については、「外部格付けを参照するもの」の区分に含めておりません。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しております。また、経過措置によってリスク・アセットに算入したものについても集計の対象としております。

3. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項
該当事項はありません。

ロ 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポージャーについて区別して記載)

(単位:百万円)

原資産の種類	平成29年3月期		平成30年3月期	
		うち、再証券化の額		うち、再証券化の額
貸付債権等	-	-	1,000	-
合計	-	-	1,000	-

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポージャーについて区別して記載)

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	平成29年3月期		平成30年3月期	
		所要自己資本の額		所要自己資本の額
50% (うち再証券化)	-	-	1,000	21
	(-)	(-)	(-)	(-)
合計	-	-	1,000	21

(3) 自己資本比率告示第247条第1項の規定により1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当事項はありません。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当事項はありません。

4. 金利リスクに関する事項

金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

2% 金利上昇ショックに対する損益

(単位:百万円)

	平成29年3月期	平成30年3月期
日本円	-	-
合計	-	-

(注) 金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額を生じる資産・負債・オフバランス取引はありません。

報酬等に関する開示

1. 当社の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」の範囲については、以下のとおりであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当社の取締役および監査役であります。なお、社外取締役および非常勤の社外監査役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当社では、対象役員以外の当社の役員および従業員のうち、「高額な報酬等を受ける者」で当社の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

該当事項はありません。

(イ) 「高額な報酬等を受ける者」の範囲

当社の役職員は、監査役を除き、全員が当社の親法人である新生銀行(以下、「同行」)からの出向行員であります。出向役職員が受ける報酬等は同行の報酬制度に基づいて決定され、同行からの支給となります。当社の負担額については、同行からの請求に基づき、当社から同行へ毎月支払いを行っております。「高額な報酬等を受ける者」とは、当事業年度中に行った同行との資金決済において、「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。当事業年度において「対象役員の平均報酬額」以上の報酬を受ける対象従業員はおりません。

なお、退職一時金につきましても、出向期間に応じて、退職給付費用(勤務費用)の支払いを毎月同行に対して行っておりますので、当該負担額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額な報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「当社の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「当社の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当社の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

① 対象役員の報酬等の決定について

当社では、株主総会において役員報酬の上限総額(取締役:年額120百万円以内、監査役:年額24百万円以内)を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。取締役会は、全取締役の同意を条件に、上限額の範囲内での配分を社長に一任しております。社長は、決定した取締役の報酬の個人別の配分を監査役に報告し、監査役の監査を受けております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

なお、上述の取締役においても、当社の親法人である新生銀行(以下、「同行」)からの出向行員でありますので、次項②に記載するとおり、同行の報酬制度に則り報酬の支払いを受けております。

② 対象従業員等の報酬等の決定について

当社の役職員は、監査役を除き、全員が当社の親法人である新生銀行(以下、「同行」)からの出向行員であります。当社および同行の人事規程にて、同行から出向している役職員については、原則として同行の基準に従うものとしております。当社における従業員の報酬等は、同行の報酬制度に基づいて、決定され、支払われております。同行の当該報酬制度は、業務推進部門から独立した同行の人事部において、同行の経営方針・人事ポリシーに基づき、その制度設計・文書化がなされております。

2. 当社の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

① 「対象役員」の報酬等に関する方針

当社における対象役員の報酬等の決定においては、各役員の職責および担当業務において必要とされる能力に応じたものとし、説明責任、業績貢献度を適正に評価して決定しております。役員報酬等は株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で決定しております。取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会が社外取締役を含む全取締役の同意を条件に社長に一任したのち、社長が決定し、監査役の監査を受けております。監査役の報酬の個人別の配分についても、株主総会において決議された役員報酬限度額の範囲内で、社外監査役を含む全監査役の協議により決定しております。

② 「対象従業員等」の報酬等に関する方針

当社における対象従業員等の報酬等の決定においては、業務計画に基づいた、具体的成果目標に対する達成の評価、業績への貢献度に応じて決定しております。定量目標だけでなく、定性目標の達成も重視し、短期的な成果のみに偏らない評価を行っております。

(2) 報酬体系の設計・運用についての重要な変更について

該当事項はありません。

3. 当社の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で取締役および監査役それぞれの報酬総額が決議され、個別には取締役会および社長または監査役の協議により決定される仕組みになっております。また、対象従業員等の報酬等の決定に当たっては、当社の財務状況等を勘案のうえ、決定される仕組みになっております。

4. 当社の対象役職員の報酬等と業績の連動に関する事項

当社は、対象役職員の報酬等の額のうち業績連動部分の占める割合は小さく、また、リスク管理に悪影響を及ぼす可能性のある報酬体系とはなっていません。

5. 当社の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

(単位:百万円)

区分	人数	報酬等の総額	固定報酬の総額			変動報酬の総額	報酬の内訳			退職慰労金	その他
			基本報酬	株式報酬型ストックオプション	その他		基本報酬	賞与	その他		
対象役員	6人	88	63	63	-	17	-	17	-	6	-

- (注) 1. 当社が報酬等支給している対象役員は、常勤取締役5名(退任した取締役1名を含む)、常勤監査役1名の計6名になります。なお、対象役員のうち、事業年度末に就任した取締役及び非常勤取締役については、当社が負担している報酬等がないため、上表の人数および対象役員の平均報酬額の計算に含めておりません。
2. 対象役員の報酬等には、当事業年度に支払った報酬、すなわち、役員就任前の従業員としての報酬、役員退任後の従業員としての報酬を含みます。
3. 対象役員が従業員を兼務しており、従業員として賃金を支給されている場合、当該賃金を対象役員の報酬に含めて算定します。
4. 当事業年度中の当社と新生銀行(以下、「同行」)との資金決済において、従業員時の報酬を含む対象役員の報酬総額は88百万円となります。また、支給人数を年間で平残すると5.0名となります。対象従業員等は、当事業年度中の当社と同行との資金決済額が対象役員の平均報酬額以上の者を対象としておりますが、当事業年度に該当となるものはおりません。
5. 報酬の内訳に関する特記事項は以下のとおりです。
- a. 変動報酬の総額
賞与には、当事業年度中に支給し、同行から請求を受けた額17百万円を計上しております。
- b. 退職慰労金
当事業年度に発生したと認められ、同行から請求を受けた退職給付費用(勤務費用)の額6百万円を計上しております。

索引（法定開示項目一覧）

I 業務および財産の状況に関する事項(銀行法施行規則第19条の2)

項目	掲載ページ	項目	掲載ページ
1. 銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項		(4) 用途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	22
イ 経営の組織	11	(5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	22
ロ 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項		(6) 中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	22
(1) 氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	表紙裏	(7) 特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高	該当なし
(2) 各株主の持株数	表紙裏	(8) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	該当なし
(3) 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	表紙裏	有価証券に関する指標	
ハ 取締役及び監査役の氏名及び役職名	11	(1) 商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高	該当なし
ニ 会計参与の氏名又は名称	該当なし	(2) 有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の残存期間別の残高	該当なし
ホ 会計監査人の氏名又は名称	14	(3) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。）の平均残高	該当なし
ヘ 営業所の名称及び所在地	表紙裏	(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	該当なし
ト 当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者に関する事項	該当なし	信託業務に関する指標	
チ 外国における法第2条第14項各号に掲げる行為の受託者に関する事項	該当なし	(1) 信託財産残高表（注記事項を含む。）	18
2. 銀行の主要な業務の内容（信託業務の内容を含む。）	2-4	(2) 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という。）の受託残高	18
3. 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの		(3) 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）の種類別の受託残高	該当なし
イ 直近の事業年度における事業の概況	12-13	(4) 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	18
ロ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項		(5) 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高	19
(1) 経常収益	13	(6) 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の残高	18
(2) 経常利益又は経常損失	13	(7) 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	18
(3) 当期純利益若しくは当期純損失	13	(8) 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高	19
(4) 資本金及び発行済株式の総数	13	(9) 用途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高	19
(5) 純資産額	13	(10) 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	19
(6) 総資産額	13	(11) 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	19
(7) 預金残高	該当なし	(12) 金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。）の残高	18
(8) 貸出金残高	13	4. 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項	
(9) 有価証券残高	13	イ リスク管理の体制	10
(10) 単体自己資本比率	13	ロ 法令遵守の体制	8-9
(11) 配当性向	13	ハ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	5
(12) 従業員数	13	ニ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	
(13) 信託報酬	13	(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第12条の3第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	9
(14) 信託勘定貸出金残高	13	(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法第12条の3第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	該当なし
(15) 信託勘定有価証券残高	13	5. 銀行の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
(16) 信託財産額	13	イ 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	14-17
ハ 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標		ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
主要な業務の状況を示す指標		(1) 破綻先債権に該当する貸出金	該当なし
(1) 業務粗利益及び業務粗利益率	20		
(2) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支	20		
(3) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	20		
(4) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	20		
(5) 総資産経常利益率及び資本経常利益率	20		
(6) 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	20		
預金に関する指標			
(1) 国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	該当なし		
(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	該当なし		
貸出金等に関する指標			
(1) 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	21		
(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	22		
(3) 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び支払承諾見返額	22		

項目	掲載ページ	項目	掲載ページ
(2) 延滞債権に該当する貸出金	該当なし	チ 貸出金償却の額	該当なし
(3) 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	該当なし	リ 法第20条第1項の規定により作成した書面(同条第3項の規定により作成された電磁的記録を含む。)について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	14
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	該当なし	ス 銀行が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	該当なし
ハ 元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む。)に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	該当なし	ル 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	該当なし
ニ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	24-29	6. 報酬等に関する事項であって、銀行の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	30
ホ 流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項	海外営業拠点をもたないため掲載なし	7. 事業年度の末日において、当該銀行が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該銀行の経営に重要な影響を及ぼす事象	該当なし
ヘ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益			
(1) 有価証券	該当なし		
(2) 金銭の信託	22		
(3) 第13条の3第1項第5号イからホまでに掲げる取引	該当なし		
ト 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	23		

II 自己資本の充実の状況(平成26年金融庁告示第7号)

項目	掲載ページ	項目	掲載ページ
1. 自己資本の構成に関する開示事項	24	3. 定量的な開示事項	
2. 定性的な開示事項		(1) 自己資本の充実度に関する事項	27
(1) 自己資本調達手段の概要	25	(2) 信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項	28
(2) 銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	25	(3) 信用リスク削減手法に関する事項	該当なし
(3) 信用リスクに関する事項	25	(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	該当なし
(4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	25	(5) 証券化エクスポージャーに関する事項	29
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	該当なし	(6) マーケット・リスクに関する事項	該当なし
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	25	(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	該当なし
(7) マーケット・リスクに関する事項	該当なし	(8) 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	該当なし
(8) オペレーショナル・リスクに関する事項	25-26	(9) 金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	29
(9) 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	該当なし		
(10) 金利リスクに関する事項	26		

III 対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項(平成24年金融庁告示第21号)

項目	掲載ページ	項目	掲載ページ
1. 対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項	30	4. 対象役職員の報酬等と業績の連動に関する事項	30
2. 対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価に関する事項	30	5. 対象役職員の報酬等の種類、支払総額及び支払方法に関する事項	30
3. 対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項	30	6. 対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項	該当なし

IV 資産の査定に関する事項(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第6条)

項目	掲載ページ
1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	23
2. 危険債権	23
3. 要管理債権	23
4. 正常債権	23

新生信託銀行株式会社

〒103-0022

東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号

日本橋室町野村ビル

TEL: 03-6880-6200

URL: <http://www.shinseitrust.com>